

供託は郵送

で申請できます

近くに
法務局が
ない！

忙しくて
時間が
ない！

現金を持ち
歩きたく
ない！



手続の流れ

1

書類を法務局に郵送する。
※供託金の納付方法をペイジー
(銀行ATM、インターネットバンキング支払)
or 銀行窓口振込のどちらか選ぶ。

2

供託受理決定通知書が届く。

3

供託金を納付する。

4

供託書正本が届く。

これで手続は終了です！

詳しくは
最寄りの供託所
(さいたま地方法務
局又はその支局)
にお尋ねください！

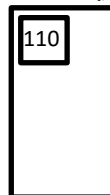


● 窓口で提出している書類(申請書、供託カード、通知用切手、資格証明書等)のほか、以下の書類が必要です。※申請書は折り曲げないでください。



● 返信用封筒(定型)

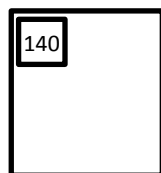
※供託受理決定通知書(②)送付用



110円切手を貼り、お客様の住所と氏名をご記入ください。

● 返信用封筒(A4判が入る大きさ)

※供託書正本(④)等送付用



140円切手を貼り、お客様の住所と氏名をご記入ください。

● 郵送申請メモ(連絡先が分かるもの)

供託者名: ○○○○
連絡先: ○○○-○○○-○○○○
納付方法: ペイジー